

樹木医CPDポイント算定基準

1. CPDポイントは、CPD単位にCPDポイント算定係数を乗じて算定するものとする。
2. CPDポイントの取得対象となるCPDは、樹木医関連分野として認められる内容のもののみとする。
3. 自らの日常業務として実施するものは、CPDポイントの対象としない。
4. 認定申請のないプログラムについて、認定審査部会の独自の判断で認定プログラムとする場合がある。
5. 実施形態Ⅱの論文等の発表のうち、論文、報告文等の連名者として認定申請をしようとする者は、認定申請に併せて当該論文等における自らの寄与(役割)の内容を申告するものとし、申告内容については、記録認定部会から問い合わせる場合がある。

実施形態	内 容	プログラム等例	CPD単位	形態記号	CPDポイント算定係数	
(Ⅰ) 研修会等への参加	研修会、講習会、研究会、講座等	樹木医CPD認定プログラム	時間	100	1p	
	企業等内で公式に実施される職場内研修、OJTの受講					
	講演会、シンポジウム、発表会等					
	見学会、現地視察等					
(Ⅱ) 論文等の発表	学会、大学、国、地方自治体、民間団体、企業等が公式に発行している学術誌、技術誌等への論文、報告文等の発表	学術誌への査読付論文の発表	編	210	筆頭者40p 連名者10pまたは5p	
		認定学術誌、技術誌等への発表		220	筆頭者10p 連名者5p～3	
	学会、大学、国、地方自治体、民間団体、企業等が公式に開催する研究会、講演会、シンポジウム等での口頭発表	樹木医CPD認定プログラム	分	230	～15分5p ～30分10p 30分以上20p	
		上記のうちポスター発表	件	231	筆頭者5p 連名者1p	
		学会、樹木医補資格養成機関、大学、国・地方自治体、民間団体、企業等が公式に開催する上記樹木医CPD認定プログラム以外のプログラム	分	240	～15分2.5p ～30分5p 30分以上10p	
		上記のうちポスター発表	件	241	筆頭者2.5p 連名者0.5p	
(Ⅲ) 技術指導	研修会、講習会、研究会、講座等の講師	樹木医CPD認定プログラム	時間	310	3p 年間上限10p	
	企業等内で公式に実施される研修会等の講師、指導者等					
	シンポジウムのコーディネーター、パネラー等	学会、樹木医補資格養成機関、大学、国・地方自治体、民間団体、企業等が公式に開催する上記以外のプログラム		320	2p 年間上限10p	
	見学会等の説明者等					
	海外技術指導・協力	海外技術者が来日した際の国内での技術指導、技術サポート等		件	330	1p～20p
	審議会、技術検討会、研究会、審査会等への委員等としての参加	学会、樹木医補資格養成機関、大学、国・地方自治体等からの要請によるもの		件	340	3p
		民間団体、企業、ボランティア団体等からの要請によるもの			350	2p
論文の査読等	論文、技術図書の査読	件	360	3p		

(IV) 自己学習	樹木医CPDプログラムとして認定された技術雑誌、技術図書等の購読、Eラーニングの受講等	Eラーニング等についてのレポート作成、提出	件	410	1p~5p	
		技術雑誌の年間購読(樹木医学研究、ツリードクター、グリーンエージ等)		420	2p	
		技術図書等の購読		430	1p	
(V) その他	普及啓発業務	学校教育機関での授業、講話、野外学習等での指導、講話	件	510	3p 年間上限10p	
		メディアのコラム等執筆		511	1回限りの執筆の場合 1p~5p 連載の場合 上限10p	
	樹木医CPDプログラムの企画・運営業務	日本樹木医会都道府県支部等で実施する現地研修等		520	当該プログラム参加者の最大ポイント+1p	
	資格の取得	技術士、農薬等取扱管理者、博士号等		530	~40p	
	被表彰	コンクール等		540	~20p	
	特許の取得	特許が成立したとき		550	~40p	
	技術図書への執筆			560	~30p	
	技術図書の出版			冊	570	40p
	その他	本人が樹木医CPDとして適当と考え申告したいもの		回	580	申請内容に応じてその都度決定